

「中小企業金融におけるデット・デット・スワップおよびコベナンツの活用」  
(新業務対応ワーキング・グループ報告書)について

平成16年2月20日  
社団法人 第二地方銀行協会

平成15年7月に金融庁から公表された「新しい中小企業金融の法務に関する研究会報告書」および「中小企業の事業及び財務再構築のモデル取引に関する基本的考え方」において、「根雪」あるいは「擬似エクイティ」と称される資金の権利義務関係を実態に合わせて法律上明確化していくことの必要性が提言され、その手段として、債務から資本性の金融商品へと変換するモデル取引の考え方が示されました。

本件に関し、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」(平成15年3月)において、各業界団体に対し、モデル取引の具体化に向けた実務レベルの検討が要請されたことを踏まえ、当協会の「新業務対応ワーキング・グループ」(委員行10行)において昨年8月以降検討を重ね、今般、報告書「中小企業金融におけるデット・デット・スワップおよびコベナンツの活用」を取りまとめました。

併せて、アクションプログラムにおいて、「担保・保証に過度に依存しない融資の促進を図る観点から、各金融機関に対し、ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等の取組みを要請」されたことを踏まえ、同ワーキング・グループでは、担保・保証に過度に依存しない新たな融資慣行の確立に向けて、融資実行後のモニタリングを徹底する手段の一つとしてのコベナンツの活用についても検討し、取りまとめております。

報告書は、「中小企業金融におけるD D Sの活用」と「中小企業金融におけるコベナンツ(財務制限条項)の活用」の2部構成になっており、「中小企業金融におけるD D Sの活用」では、D D Sのメリット、適用対象先、活用上の要件、実務上の手

続の流れ、D D S 契約書への記載事項、引当ての考え方等について、昨年12月に公表された金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]の改訂案の内容も踏まえながら取りまとめております。

また、「中小企業金融におけるコベナンツ（財務制限条項）の活用」では、コベナンツの目的、活用のメリット、適用対象先、有効活用するための留意点、コベナンツの具体例等について取りまとめております。

わが国の中小企業金融においては、これまでD D S やコベナンツの活用は行われてきませんでした。借り手企業の理解を得ながら、D D S やコベナンツを徐々に中小企業金融に定着させていくことにより、担保・保証に過度に依存しない融資の促進や適切な経営改善支援が図られ、ひいては中小・零細企業の再生を通じた地域経済の活性化や不良債権問題の解消につながるものと考えます。

以 上

【本件に関するお問合せ先】

企画部：千葉、高嶋、田中

TEL：03-3262-2183